

勉強会で出たご意見に対する対応

対 象	ご意見	対 応		
		方針	修正前	修正後
第 3 条	条文の内容は，理念ではなく原則ではないか。 (第 11 条と第 3 条をそっくり入れ替えてはどうか。)	言葉の意味に大きな差異はないようですが，理念という言葉に違和感があれば右のように修正することとします。 理念...ある物事についてこうあるべきという基本の考え 原則...多くの場合に共通に適用される基本的な決まり・法則	(基本理念) 第 3 条 市民等及び市は，次に掲げる基本理念に基づき，協働によるまちづくりを推進するものとする。	(基本原則) 第 3 条 市民等及び市は，次に掲げる基本原則を踏まえ，協働によるまちづくりを推進するものとする。
第 6 条	市では，どこが担当するのか。 市民など詳しく役割など載せてあるのに，市は抽象的すぎる。「(仮称)協働推進室」を設けるなど組織について入れるべき。	市の責務として第 6 条第 2 項中に加筆します。	(市の責務) 第 6 条 …… 2 市は，協働によるまちづくりが円滑に推進されるよう，富里市情報公開条例（平成 13 年条例第 2 号）に則り，必要な情報を積極的に提供するものとする。	(市の責務) 第 6 条 …… 2 市は，協働によるまちづくりが円滑に推進されるよう，富里市情報公開条例（平成 13 年条例第 2 号）に則り，必要な情報を積極的に提供するとともに，市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。
第 3 章	「(仮称)小学校区協議会を設置しなければならない」など，具体的なものを条文に入れられないか。(目玉になると思うが。)	(仮称)小学校区協議会など，市民の意見を聞く場の必要性については委員からの提案ということで，第 2 条と第 10 条の解説に記載しています。今後（実施計画を策定する際などに）十分に検討が進んだ段階で，条例に入れる又は規則を定めることが最良と考えます。なお，条例の見直しや規則などの制定については第 22 条及び第 23 条に規定しています。		

対 象	ご意見	対 応		
		方針	修正前	修正後
第 1 2 条	環境づくりについて「交流の場」を追記したほうがいいのでは。	「交流の場」については、第 12 条に加えることとします。 なお、条文の説明についても委員からの提案事項として 情報交換の場を加えることとします。	第 12 条 市民等及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動の場の整備等必要な環境づくりに努めるものとする。	第 12 条 市民等及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、 <u>活動の場及び交流の場</u> の整備等必要な環境づくりに努めるものとする。
第 1 4 条	「情報の提供及び共有」に「交換」も載せたほうがいいのでは。 「交流の場」というのが現在の表現では弱いように思う。			
第 1 6 条	パブリックインボルブメントの重要性を考えると、この項目はパブリックコメントに重点が置かれているように感じる。 工夫できないか。	パブリックインボルブメントの重要性については、【条文の趣旨】に記載します。	第 16 条は、市政への参画を保障する方法として、市民が意見表明する制度である「パブリックコメント」等により、市民参加の機会を保障することについて規定しています。	第 16 条は、市政への参画を保障する方法として、市民が意見表明する制度である「パブリックコメント」等により、市民参加の機会を保障することについて規定しています。また、諸計画案の検討に関する情報の共有に基づいて、市民が要望する場合は、計画案が固まる以前の段階において、市民参画が取り入れられていくことが求められます。
第 2 2 条	「条文の趣旨」に「市民参画により・・・」と入れるべき。	第 18 条で設置を規定している「富里市協働のまちづくり推進委員会」の所掌事務については、第 19 条第 1 項で条例の見直しにかかる市長の諮問に対し答申することとなっています。また、第 20 条でこの委員会の構成員は公募による委員など市民が参加するものであることを規定しています。更に第 22 条の条文の説明にこの条例は「市民が見守り、育てる条例」であることを示していることからご理解いただけるものと考えています。		

## 関谷先生のアドバイスより

対 象	アドバイス	対 応		
		方針	修正前	修正後
第 3 条	「基本理念」と「基本原則」との混同がみられる。基本理念は、「全文」および「第 1 条」「第 11 条」に見出されるので、第 3 条は「基本原則」にしてはどうか。また、各項にある「相互」の意味が曖昧なので、明確にしてはどうか。	【条例の趣旨】で説明を加えます。	第 3 条は、協働によるまちづくりを進めていくうえで常に基本となる考え方を基本理念として規定しています。	第 3 条は、「 <u>市民と市民の連携</u> 」、「 <u>市民と市の連携</u> 」により協働によるまちづくりを進めていくうえで、常に基本となる考え方を基本原則として規定しています。
第 3 条	第 5 号の自助・共助・公助について連携というのは協働の場合理解しづらい。また、相互の責任という表現は、少し重い感がある。地域の課題解決にふさわしい協働という理念を盛り込んだらどうか？	右のように修正をします。	第 3 条 (5) 相互の責任は、自助、共助及び公助の連携に基づき果たすこと。	第 3 条 (5) 相互の役割は、「自助」、「共助」、「公助」に基づき、課題解決に相応しいあり方で果たすこと。
第 5 条	第 1 項の「...よう努めるものとする」は、市が市民の役割を規定しているように受け取られかねないので、「努める」だけでいいのではないか。	第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条について、「努める」とします。	各条 「努めるものとする」	各条 「努める」
第 6 条	市の責務に加えて、「役割」を加えてはどうか。	提言書を市長が受けて以降、条例には掲載できない個別具体的な事項や行動計画を市民参画型で練っていくことを予定しています。地域の現状と意向を今以上に踏まえながら、市の具体的な役割を明確にさせることを考えています。		
第 11 条	相互の理解や尊重については第 3 条でも記載しているので、ここでは地域に即した課題の解決や相互の特性などについて記載してはどうか。	右のように修正をします。	第 11 条 市民等及び市は、 <u>相互にそれぞれの特性を理解し合い、尊重し合い、及び補完し合いながら</u> 、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。	第 11 条 市民等及び市は、 <u>地域に即した課題解決のため、相互に特性を活かし合い、補完し合いながら</u> 、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

対 象	ご意見	対 応		
		方針	修正前	修正後
第 1 4 条	情報については，分かりやすい情報ということが委員会で言われていました。	右のように修正をします。	第 14 条 市民等及び市は，協働によるまちづくりを推進するため，相互にまちづくりに関する情報を提供することにより，その情報の共有に努めるものとする。ただし，情報の提供及び共有にあたっては，市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。	第 14 条 市民等及び市は，協働によるまちづくりを推進するため，相互にまちづくりに関する情報を <u>分かりやすく</u> 提供することにより，その情報の共有に努めるものとする。ただし，情報の提供及び共有にあたっては，市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。
第 1 9 条	第 2 項中で意見を述べているが、推進委員会が主体性を発揮するという意味で「提言」としたほうが良いのではないか。	右のように修正をします。	第 1 9 条 2 委員会は，前項に定めるもののほか，協働によるまちづくりに関し，次に掲げる事項について検証し，審議し， <u>及び意見を述べる</u> ことができる。	第 1 9 条 2 委員会は，前項に定めるもののほか，協働によるまちづくりに関し，次に掲げる事項について検証し，審議し， <u>提言</u> することができる。
第 1 9 条	この委員会は，市民と市とのパイプ役としても機能を果たすことが大切であることから，条文の説明について工夫したかどうか。	右のように【条文の説明】を修正をします。	第 2 項 委員会が市長の諮問とは別に協働のまちづくりに関し自主的に検証，審議又は意見を提言する事項として 協働によるまちづくりの推進施策 市民活動の促進 市政への参画の推進施策 その他委員会が必要と認めること としています。	第 2 項 委員会が市長の諮問とは別に協働のまちづくりに関し自主的に検証，審議又は意見を提言する事項として 協働によるまちづくりの推進施策 市民活動の促進 市政への参画の推進施策 その他委員会が必要と認めること としています。 <u>また，この委員会は，市民間および市民と市の間を様々な形で媒介していく役割も望まれるところ</u> です。